平成２３年（フ）第１３１号
松江市浜乃木６丁目11番26号　Ｏ・Ｍ―１・203号室
債務者　原田留美子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１号
宮城県登米市迫町北方字日向前下２番地
債務者　千葉　武浩
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第７２０号
熊本市楠６丁目１番52号
債務者　片山　剣吾
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７２１号
熊本市楠６丁目１番52号
債務者　片山　　忍
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６０号
熊本市草葉町２―28　ライオンズマンション上通　903号、住民票上の住所熊本市花畑町11番13号
債務者　風呂﨑　守
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５２号
熊本市戸島西１丁目26番１―302号
債務者　松永　睦夫
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２８６号
熊本市龍田町弓削1112番地１
債務者　東　　幸二
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９９号
熊本市東町３丁目６番12―23号
債務者　甲斐　美幸
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７０７号
東京都調布市国領町３丁目８番地15都営調布くすのきアパート５―503号
債務者　中山　早苗
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７２１号
東京都小平市中島町16番２―107号
債務者　久保　美穂
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９７号
静岡市葵区大岩４丁目４番18―111号
債務者　槇原　静枝
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０号
愛知県豊川市蔵子１丁目21番地３
債務者　村瀬　友義
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３９号
愛知県豊川市蔵子６丁目13番地14　東山サイト203号
債務者　近藤　　緑
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６５号
愛知県豊川市赤坂町関川76番地
債務者　鈴木　浩子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第９号
島根県浜田市竹迫町2355番地５、申立時の住所島根県浜田市三隅町井野ニ422番地２
債務者　道本　忠美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１０号
島根県浜田市竹迫町2355番地５、申立時の住所島根県浜田市三隅町井野ニ422番地２
債務者　道本　文子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部